



無償化の給付（請求）手続きについて

新2号認定または新3号認定を受けた方が、幼稚園や認定こども園（以下、利用施設）の預かり保育を利用した場合、糸島市から保護者への償還払いにより無償化の対象となる利用料を直接給付します。

1. 給付額について

月ごとに以下のA～Cを比較し、低い方の金額を給付します。

A：保護者が利用施設に支払った月額

B：法で定められた月額上限額

- 新2号認定：月額 11,300 円
- 新3号認定：月額 16,300 円

C：法で定められた日額上限額(450円) × 利用日数の合計額 ※1

※1

請求書に記載された対象月のうち、無償化の対象となるための認定（施設等利用給付認定）がおりている期間の分の利用費が支給の対象となります。したがって、糸島市における認定の開始日または認定の終了日が月途中となっている場合は、実際の利用日数と支給の対象となる利用日数が異なることがあります。

例) 預かり保育の利用日：4/10、4/20、4/30 の3日間
無償化の認定開始：4/15から の場合

⇒ $450 \text{円} \times 2 \text{日} (\text{認定開始日以降の利用日である } 4/20、4/30 \text{ の分}) = 900 \text{円}$

2. 必要書類について

無償化の給付を受けるためには、所定の様式に必要事項を記入し、利用施設を経由して糸島市まで提出していただく必要があります。提出が必要な書類は以下のとおりです。

※書類様式は各利用施設にて準備しています

① 施設等利用給付請求書(償還払い用)

⇒ 保護者が作成する書類です。必要事項を記入し、利用施設へ提出してください。

② 振込先口座届出書

⇒ 該当する場合のみ保護者が作成する書類です。無償化の給付（支払い）は、原則として市がすでに情報を把握している児童手当を受給されている口座に対して行いますが、その児童手当受給口座以外への給付を希望する場合または糸島市から児童手当を受給していない場合（公務員の方など）には、この届出書の提出が必要です。

③ 領収書兼提供証明書

⇒ 利用施設が作成する書類です。保護者が利用した預かり保育の内容（金額や日数、利用時間など）を証明するものとなります。

3. 給付スケジュールについて

糸島市から保護者への給付は、**3か月分**をまとめて行います。

書類提出月	対象月	給付(支払)月
7月	4月・5月・6月	8月
10月	7月・8月・9月	11月
1月	10月・11月・12月	2月
4月	1月・2月・3月	5月

例) 4月分・5月分・6月分の利用料の給付については、7月に必要書類の提出が必要です。
提出後に糸島市で内容を審査し、保護者へ8月に給付を行います。

4. 手続きの流れ

原則として、利用施設を通じて糸島市へ必要書類を提出していただくことになります。なお、書類の提出締切などは利用施設によって異なりますので、事前にご確認ください。

1. 対象となる児童について、糸島市から施設等利用給付認定（新2号認定または新3号認定）を受ける



2. 利用施設の預かり保育を利用し、保護者から施設へ利用料を支払う



3. 上記のスケジュールのとおり、保護者がそれぞれの書類提出月に対象月分の『①施設等利用給付請求書（償還払い用）』『②振込先口座届出書（必要な場合のみ）』へ必要事項を記入し、利用施設に提出する ※②についても、3か月ごとの給付の際に毎回提出が必要です。



4. 利用施設が『③領収書兼提供証明書』を作成し、保護者から受領した必要書類と合わせて糸島市へ提出する



5. 糸島市において提出書類の内容を審査し、口座振込により保護者へ給付を行う

【お問い合わせ：糸島市役所 子ども課 保育園・幼稚園係（TEL 092-332-2074）】